

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
18	児童扶養手当事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

高梁市は、児童扶養手当事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

事務の一部を外部業者に委託しているため、秘密の保持に関して契約に含めることで万全を期している。

評価実施機関名

岡山県高梁市長

公表日

令和7年4月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童扶養手当事務
②事務の概要	・児童扶養手当法及び市規則等の規定により、児童扶養手当の認定（審査）、支給等の事務を行う。 ・窓口や郵送での書類受入以外に、「サービス検索・電子申請機能」により申請された電子申請データを「申請管理システム」により基幹システムに取り込む。 ・特定個人情報は、次の事務に使用する。 ①受給者認定に係る審査 ②受給者台帳管理 ③手当の支給
③システムの名称	・児童扶養手当システム、・団体内統合宛名システム、・中間サーバー、・申請管理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
・児童扶養手当支給ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号）（以下「番号法」という。） ・番号法第9条第1項 別表56の項 2. 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第5号）第29条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表中第三欄（情報提供者）に「市町村長」を含む項のうち、第四欄（特定個人情報）に「児童扶養手当関係情報」が含まれる項（17、20、42、89、90、125、141、155、161の項） 【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表中第一欄（情報照会者）に「市町村長」を含む項のうち、第二欄（特定個人番号利用事務）に「児童扶養手当の支給に関する事務」が含まれる項（81の項）
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部 こども未来課
②所属長の役職名	こども未来課長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	高梁市松原通2043番地 総務部総務課行政情報係（TEL0866-21-0209）
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	高梁市松原通2043番地 健康福祉部こども未来課こども相談係（TEL0866-21-0288）

9. 規則第9条第2項の適用		[]適用した
適用した理由		

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年3月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年3月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、申請者からのマイナンバーの提供をうけた上でマイナンバーを確認し、活用している。住基ネットによる照会も4情報又は住所を含む3情報による照会を原則としている。また、簿冊の文書も保存期間満了年月について管理しており、対策は十分であると考えられる。	
9. 監査		
実施の有無	[] 自己点検 [☒] 内部監査 [] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	児童扶養手当システムへのアクセスが可能な職員は、指静脈による認証及びパスワードによる認証によって限定しており、アクセス可能な職員の名簿を年度ごとに作成することで、アクセス権限の適切な管理を行っている。また、アクセスログを記録し、定期的に分析することで不正なアクセスがないことを確認している。これらの対策を講じていることから、権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年4月1日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当部署 ①部署	健康福祉部子ども課	健康福祉部 こども未来課	事後	重要な変更にあたらなため、事前の提出・公表が義務づけられない。(部署名)
平成27年4月1日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	子ども課長 丹正 さとみ	こども未来課長 渡辺 丈夫	事後	重要な変更にあたらなため、事前の提出・公表が義務づけられない。(所属長)
平成27年4月1日	I 関連情報 8.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	高梁市松原通2043番地 健康福祉部子ども課子ども支援係 (TEL0866-21-0288)	高梁市松原通2043番地 健康福祉部こども未来課支援係 (TEL0866-21-0288)	事後	重要な変更にあたらなため、事前の提出・公表が義務づけられない。(部署名)
平成29年4月1日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	こども未来課長 渡辺 丈夫	こども未来課長 赤木 憲章	事後	重要な変更にあたらなため、事前の提出・公表が義務づけられない。(所属長)
令和3年7月9日	I 関連情報 5.評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	こども未来課長 赤木 憲章	こども未来課長	事後	重要な変更にあたらなため、事前の提出・公表が義務づけられない。(所属長名から役職名への変更)
令和3年7月9日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	1. 番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	1. 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二	事前	令和3年9月1日施行の法改正に伴うもの
令和5年5月23日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要		『窓口や郵送での書類受入以外に、「サービス検索・電子申請機能」により申請された電子申請データを「申請管理システム」により基幹システムに取り込む』旨を追加	事前	申請管理システムの導入に伴うもの
令和5年5月23日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称		「・申請管理システム」を追加	事前	申請管理システムの導入に伴うもの
令和7年4月1日	I 関連情報 3.個人番号の利用 法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下「番号法」という。) ・番号法第9条第1項 別表第一の37の項(略)	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下「番号法」という。) ・番号法第9条第1項 別表56の項(略)	事後	令和6年5月27日施行の法改正に伴うもの

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年4月1日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	1. 番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠):第三欄(情報提供者)が「市町村長」又は「都道府県知事等」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「児童扶養手当」が含まれる項(16、26、64、65、87の項) (別表第二における情報照会の根拠):第一欄(情報照会者)が「市町村長」又は「都道府県知事等」の項のうち、第二欄(事務)に「児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(57の項) 2. 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) (別表第二における情報提供の根拠):第12条、第19条、第35条、第36条、第44条 (別表第二における情報照会の根拠):第31条	【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表中第三欄(情報提供者)に「市町村長」を含む項のうち、第四欄(特定個人情報)に「児童扶養手当関係情報」が含まれる項(17、20、42、89、90、125、141、155、161の項) 【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表中第一欄(情報照会者)に「市町村長」を含む項のうち、第二欄(特定個人番号利用事務)に「児童扶養手当の支給に関する事務」が含まれる項(81の項)	事後	令和6年5月27日施行の法改正に伴うもの
令和7年4月1日	I 関連情報 9.規則第9条第2項の適用		(適用なし)	事後	様式改正による項目追加
令和7年4月1日	IVリスク対策 8.人手を介在させる作業		(新規追加)	事後	様式改正による項目追加
令和7年4月1日	IVリスク対策 11.最も優先度が高いと考えられる対策		(新規追加)	事後	様式改正による項目追加